

ずし男女共同参画プラン

～もっと自由にのびやかに
一人ひとりの自立と平等をめざして～

ずし男女共同参画プラン

～もっと自由にのびやかに
一人ひとりの自立と平等をめざして～

逗子市

逗子市

目 次

第1章 プランの改定にあたって

1	プラン改定の趣旨	3
2	プラン改定の背景	4
3	プランの概要	5
	(1) 目標とする社会像	5
	(2) プランの基本目標	6
	(3) プランの位置づけ	7
	(4) プランの期間など	7
	☆男女平等、男女共同参画をめぐるおもな流れ（～2005年）	8

第2章 基本計画

	【基本計画 体系図】	10
	基本目標Ⅰ 性に関する人権侵害の防止	13
	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	13
	2 生涯を通じた女性の心身の健康づくり	16
	3 メディアにおける女性の人権の尊重	17
	4 相談窓口の充実	17
	基本目標Ⅱ 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援	19
	1 雇用における男女平等の実現	20
	2 正規職員以外の働き方をしている人への支援	22
	3 女性の経済的自立の支援	23
	基本目標Ⅲ 家庭・地域活動と仕事の両立	25
	1 家庭・地域活動と仕事との両立支援	26
	2 両立を可能にする労働環境の整備	27
	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を実現するための意識改革	29
	1 男女平等意識の啓発	30
	2 男女平等に向けた教育・学習の推進	30
	3 国際理解と男女共同参画	33
	基本目標Ⅴ 女性のエンパワーメントによる男女共同参画	34
	1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	34
	2 行政への女性の参画促進	35
	3 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進	36

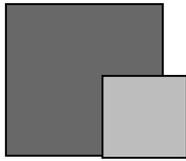
基本目標Ⅵ 推進体制の強化～ずし男女共同参画プランを積極的に推進する	37
1 市民との協働体制の充実	37
2 推進体制の整備と実効性の確保	38
3 男女共同参画条例の制定	39
4 男女共同参画支援センター（仮称）の設置	39
5 男女共同参画に関する施策についての苦情処理機関の設置	40

第3章 プランの推進と国・県への要望

1 推進体制	43
2 プランに基づく事業実績の評価	44
3 国と県への要望	45

付 属 資 料

・資料1 男女共同参画社会基本法	49
・資料2 第4回世界女性会議「北京宣言」	55
・資料3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 （女子差別撤廃条約）	59
・資料4 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等 に関する条約（ILO第156号）	69
・資料5 パートタイム労働に関する条約（ILO第175号）	73
・資料6 逗子市男女共同参画プラン検討委員会の設置及び運営 に関する要綱	77
・資料7 逗子市男女共同参画プラン検討委員会委員名簿	78
・資料8 プラン改定の経過	79



第1章 プランの改定にあたって

第1章 プランの改定にあたって

1 プラン改定の趣旨

日本国憲法は、「基本的人権の尊重」を基本とし、すべての人が個人として尊重され、性別による差別はもとより、いかなる差別も受けることなく生きる権利を保障しています。

この憲法の男女平等の理念に基づいて、男女平等社会の実現をめざして、さまざまな取り組みが国際社会とも連動して進められてきました。しかし、現状では社会制度や慣習、人々の意識や行動は、まだまだジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）[☆]に縛られていて、この性別による不平等、差別が根強く残っています。「男性は仕事、女性は家庭」などの性別による固定的役割分担等から、男性は仕事中心の生活により生活面での自立が、女性は家事・育児・介護等の負担により経済的自立が阻まれることも多く見られます。また、国際的に見ても、日本における女性の政治および経済活動での活躍は低調で、その度合いを示す国際指標である「ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)[☆]」の値は先進国の中では低位で推移しています。

21世紀のわが国社会を決定していく最重要課題として位置づけられた「男女共同参画社会」の実現のための「男女共同参画社会基本法」では、めざすべき社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（「男女共同参画社会基本法」より）と位置づけています。

男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮することは、誰もがいきいきと生活し、一人ひとりが充足感を持つ社会ということであり、生産性や創造性の向上をもたらすとともに、組織や社会の多様化・活性化にもつながります。そのためには、男女がともに子育て等の家庭生活における活動に積極的に参画し、充実した家庭を築くことができるようにすることも必要です。

逗子市においても、男女共同参画社会基本法にのっとり、女性の地位向上を図り、男女が仕事・家庭・地域で十分に活躍できるような環境を整え、社会の活性化をめざします。「人権を尊重する社会・男女が平等に暮らすまち逗子」の実現のために、『男女共同参画基本計画』『かながわ男女共同参画推進プラン』等をふまえ、『ずし女性プラン』を改定し、逗子市男女共同参画計画『ずし男女共同参画プラン』を策定するものです。

ジェンダー：「ジェンダー」という用語は、主要な国際機関等で一般的に使われており、生物学的な性別を示す「セックス」に対して、「社会的、文化的に形成された性別」という概念として国際的に定着しています。また、国際文書に正式に使用され、日本政府も支援している概念です。男女

共同参画社会基本法においては「ジェンダー」という用語は使用していませんが、男女共同参画基本計画においては、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」と規定し、これに敏感な視点、などの形で使用しています。

ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM): 女性が政治および経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもので、能力を活用する機会に焦点を当てています。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得を用いて算出しています。

2 プラン改定の背景

1975年の「国際婦人年」以来、今日まで地球的な規模で、女性の地位向上・男女平等・男女共同参画の実現に向けてのさまざまな取り組みが行われてきています。1979年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が国連で採択され、日本も国籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の制定、家庭科の男女共修への見直しなどの準備を経て1985（昭和60）年にこれを批准しました。また、1975年メキシコ、80年コペンハーゲン、85年ナイロビ、そして95年北京と4回にわたって開催された「世界女性会議」では、性による差別の廃絶のための国際的な合意としての宣言や条約を確立しており、世界各国でその取り組みが進められています。

国は、1975（昭和50）年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、77（昭和52）年には以後10年間の女性問題の課題と施策の方向を示す『婦人の10年国内行動計画』を策定しました。同計画は数度の改定を経て、1996（平成8）年12月には『男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12（西暦2000年）度までの国内行動計画～』が示されました。

県においても、1982（昭和57）年、神奈川の女性に関する基礎調査を経て『かながわ女性プラン』を策定し、『新かながわ女性プラン』（1987〔昭和62〕年）を挟んで、1997（平成9）年には『かながわ女性プラン21』を示しました。この間、1982（昭和57）年には「神奈川県婦人総合センター」を開設するなど、施策を積極的に推進してきています。

逗子市では、池子米軍家族住宅建設に関してさまざまな市民参加があり、女性市議会議員の比率が高まったり、全国で2番目の女性市長が誕生した歴史があります。しかしながら、戦後改革に代表される民主主義や男女平等が形の上では達成されたにもかかわらず、いまだ社会のあらゆる場面に女性差別は存在します。その差別の解消を目的として1996（平成8）年3月『ずし女性プラン』を策定して系統的かつ本格的な取り組みの基礎とし、さまざまな施策・事業を推進してきました。

しかし、近年時代は大きく変化し、価値観やライフスタイルの多様化が進み、また経済情勢の悪化などを原因として雇用環境が厳しくなり、さらに家庭内における女性に対する暴力の問題も顕在化してきています。

また、国によって1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」、2001（平成13）

年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「DV防止法」）が制定され、県においては2002（平成14）年に「神奈川県男女共同参画推進条例」が制定されるとともに、2003（平成15）年、「かながわ女性プラン21」を見直し男女共同参画をよりいっそう推進するため『かながわ男女共同参画推進プラン』とされるなど、男女平等・男女共同参画施策は大きな転換期を迎えました。さらに、国では急速な社会の変化に対応するため、『第2次男女共同参画基本計画』を2005（平成17）年12月に閣議決定しています。

そこで本市では、これらの流れもふまえつつ「ずし女性プラン」の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、2005（平成17）年度をもって計画期間を終了する同プランを、『ずし男女共同参画プラン』として改定することにしました。

3 プランの概要

（1）目標とする社会像

本プランが目標とする社会像は、次の2つとします。

① 個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会

② 女性のエンパワーメント*により男女共同参画を進める社会

エンパワーメント：女性自らが、主体的に判断し能力を発揮して、社会のあらゆる分野へ参画するとともに、さまざまなネットワークを形成していくこと。

① 個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会

私たちの社会において、制度上の男女平等はかなり達成されてきていますが、それが男女の実質的な平等につながっていない原因の1つに、固定的な「性別役割分業観」の問題があります。例えば、同じように学校を卒業し、就職したとしても、家事や育児や介護などの家庭責任が女性だけに割り当てられているとき、男女の間には大きな不平等が立ちはだかっていることとなります。女性だけが、家庭責任と仕事という二重の負担を背負わなければなりません。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるこうした固定的性別役割分業観とそれに基づく社会慣行・制度の是正に努め、これまでの社会が行ってきたように人がその性別から判断されるのではなく、その人の持つ「個性・固有の人格そのもの」や「能力」が尊重され、それらが十分に発揮できる、均等な待遇と結果の平等が保障される社会づくりが求められていると言えます。そのためには、男性もまた家事や育児や介護などの家庭責任を、女性とともに担うことが必要となります。日本社会では、家庭生活への男性の参加度が、他の国々より著しく低いことが明らかになっています。

また、男女平等な社会においては、女性であっても男性であっても、その性や年齢によってライフサイクルが一樣にとらえられるのではなく、個人の信条や意識に基づいて生活のしかたを選択できること、ライフスタイルの自己決定や自由が保障されていることが必要です。

そのためには、これまで個人が尊重されるときに根拠とされてきた「人権」の概念を性をめぐる視点からもとらえ直すことによって、男女の人権、特に女性の人権を、女性の労働権や身体に関する権利として具体的に確立していくことが重要になります。

② 女性のエンパワーメントにより男女共同参画を進める社会

日本の女性の地位は、国連開発計画が毎年発表する「ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)」において、2004年には、測定可能な78か国中、38位です。ジェンダー・エンパワーメント指数は、おもに女性の社会参加・職業参加度を測るものです。このことから日本の男女平等度、男女共同参画度が高くないことが分かります。

社会のさまざまな分野に男女がともに参画していくためには、第一に、固定的性別役割分業観とそれに基づく社会慣行・制度を解消することが必要ですが、同時に、「女性のエンパワーメント」が必要不可欠です。女性が社会のあらゆる分野において決定権のある地位につき、男女共同参画を進めていけるようになるためには、「女性のエンパワーメント」つまり女性自身が問題解決を図る当事者として、「力をつけること、能力を高めること」、政策提言能力を持つことが求められているのです。

社会の開発や発展、さらには福祉のあり方などに女性の視点が反映されること、そのためには、女性の政策決定への参画が不可欠であることが、「女性のエンパワーメント」の本旨です。そして何より、女性自身が自分の人生を歩む力をつけることが基本となります。

(2) プランの基本目標

本プランにおいては、次の6つの基本目標を設定し、各施策を推進します。

I 性に関する人権侵害の防止

II 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援

III 家庭・地域活動と仕事の両立

IV 男女共同参画社会を実現するための意識改革

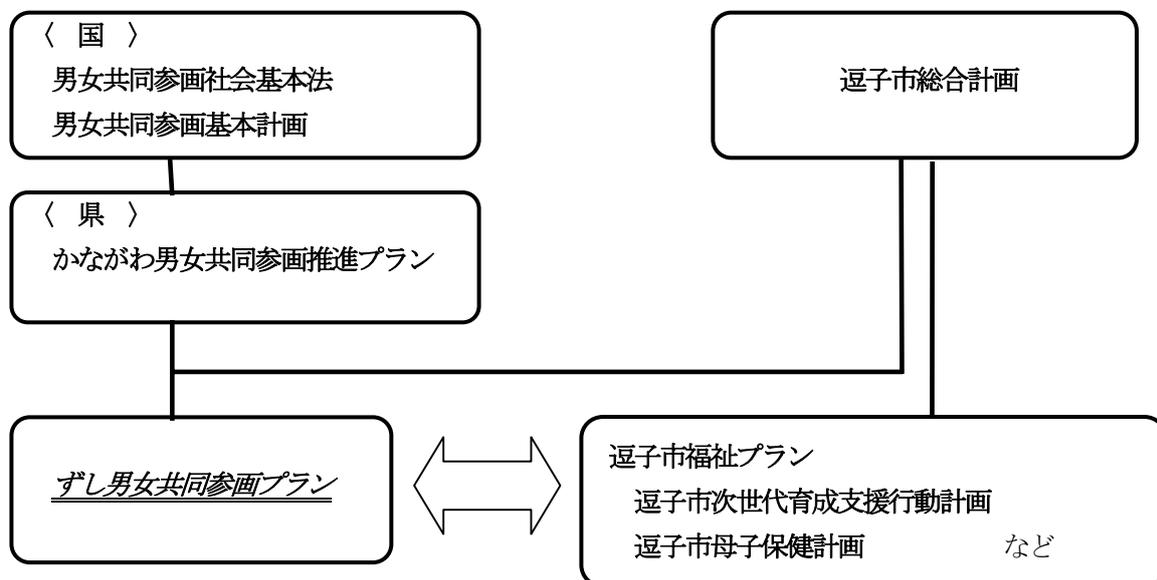
V 女性のエンパワーメントによる男女共同参画

VI 推進体制の強化

(3) プランの位置づけ

本プランは……

- ◆ 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定したものです。
- ◆ 国および県それぞれが策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◆ 『逗子市総合計画』（「基本構想」の期間：2015〔平成27〕年まで）の部門計画として策定したものです。
- ◆ 市が取り組むべき今後の男女平等、男女共同参画推進施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民、各種団体・関係企業などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



(4) プランの期間など

本プランの「基本的な考え方」の部分の期間は、2006（平成18）年度から2015（平成27）年度までの10年間とします。

また「基本計画」部分の前期計画期間は2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までの5年間とし、中間の2010（平成22）年度において計画の見直しを行い、「後期基本計画」を定めることを予定します。

なお、上記期間中においても、社会経済情勢の変化等により必要が生じれば、それに応じて部分的変更、見直し、付加等を行うこととします。

男女平等、男女共同参画をめぐるおもな流れ（～2005年）

☆ 世界では…

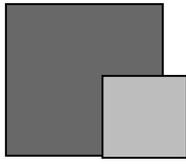
- 1975（昭和50）年 「国際婦人年」
国際婦人年第1回世界会議（メキシコシティ）
- 1976（昭和51）～1985（昭和60）年 「国連婦人の十年」
- 1979（昭和54）年 「女子差別撤廃条約」（*通称）
- 1980（昭和55）年 「国連女性の十年」中間年第2回世界会議（コペンハーゲン）
- 1985（昭和60）年 ナイロビ第3回世界女性会議…「ナイロビ将来戦略」を採択。
- 1993（平成5）年 ウィーン会議…女性に対する暴力の撤廃（国連世界人権会議）
- 1994（平成6）年 国際人口・開発会議…リプロダクティブ・ヘルス/ライツを課題とする。
- 1995（平成7）年 第4回世界女性会議（北京会議）…「北京宣言」および「行動綱領」を採択。
- 2000（平成12）年 国連特別総会女性2000年会議

☆ わが国では…

- 1975（昭和50）年 「婦人問題企画推進本部」設置
- 1977（昭和52）年 「婦人の10年国内行動計画」
- 1985（昭和60）年 改正国籍法施行、「男女雇用機会均等法」（*通称）公布（86年施行）、「女子差別撤廃条約」の批准
- 1989（平成元）年 家庭科の男女共修
- 1993（平成5）年 「パートタイム労働法」（*通称）公布、施行
- 1995（平成7）年 改正育児・介護休業法（*通称）公布（98年施行）
- 1996（平成8）年 「男女共同参画プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画～」
- 1999（平成11）年 「男女共同参画社会基本法」公布・施行
- 2000（平成12）年 「男女共同参画基本計画」（基本法に基づく初めての計画）閣議決定
「男女雇用機会均等法」改正・施行
- 2001（平成13）年 「DV防止法」（*通称）公布・施行
- 2005（平成17）年 「男女共同参画基本計画」（第2次）閣議決定

☆ 神奈川県では…

- 1982（昭和57）年 「かながわ女性プラン」
- 1982（昭和57）年 「かながわ女性会議」の結成…県内の女性グループ・個人が結成
- 1982（昭和57）年 「神奈川県婦人総合センター」開設
- 1997（平成9）年 「かながわ女性プラン21」
- 2002（平成14）年 「神奈川県男女共同参画推進条例」公布・施行
- 2003（平成15）年 「かながわ男女共同参画推進プラン」…「女性プラン21」を見直し、男女共同参画計画として策定。



第2章 基本計画

第2章 基本計画

【基本計画 体系図】

I 性に関する人権侵害の防止

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ①性を人権としてとらえる意識の育成と定着
 - ②夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の根絶
 - ③セクシュアル・ハラスメントの防止と対策

- 2 生涯を通じた女性の心身の健康づくり
 - ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖をめぐり健康と権利）の啓発
 - ②女性のライフステージに沿った支援の充実

- 3 メディアにおける女性の人権の尊重
 - ①性の商品化の防止
 - ②庁内刊行物における男女のバランスの確保

- 4 相談窓口の充実
 - ①女性相談窓口の強化・拡充
 - ②すべての相談窓口への男女共同参画の視点の徹底

II 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援

- 1 雇用における男女平等の実現
 - ①職場における女性の能力の積極的活用
 - ②女性の雇用の拡大
 - ③待遇格差の是正
 - ④労働相談の充実

- 2 正規職員以外の働き方をしている人への支援
 - ①正規職員以外の働き方をしている人の労働条件の向上
 - ②家族経営における女性労働の評価

3 女性の経済的自立の支援

- ①再就職・起業への支援
- ②ひとり親家庭等への支援の充実
- ③高齢女性、障害のある女性への生活支援の充実

III 家庭・地域活動と仕事の両立

1 家庭・地域活動と仕事との両立支援

- ①男性の家庭・育児参加の促進
- ②子育て支援の充実
- ③介護支援・福祉サービスの充実

2 両立を可能にする労働環境の整備

- ①労働時間の短縮
- ②両性の育児・介護・看護休業取得の促進
- ③事業者（主）への支援

IV 男女共同参画社会を実現するための意識改革

1 男女平等意識の啓発

- ①男女平等意識の啓発活動の推進
- ②性別による役割分業意識の是正

2 男女平等に向けた教育・学習の推進

- ①幼児教育・学校教育における推進
- ②社会教育における推進
- ③個々のあり方を大切にする家庭環境づくり

3 国際理解と男女共同参画

- ①国際的な女性の人権問題への理解
- ②国際的な女性の人権問題への理解のための国内外での国際交流

V 女性のエンパワーメントによる男女共同参画

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- ①意思決定の場への参画促進
- ②人材の育成
- ③地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進

2 行政への女性の参画促進

- ①男女共同参画支援担当所管課の強化・充実
- ②庁内職員・職域における男女のバランスの確保

- 3 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進
 - ①活動における男女のバランスの確保
 - ②活動拠点の整備

VI 推進体制の強化 ～ずし男女共同参画プランを積極的に推進する

- 1 市民との協働体制の充実
 - ①積極的参画への支援
 - ②男女共同参画プランネットワークの設置

- 2 推進体制の整備と実効性の確保
 - ①ずし男女共同参画プラン推進会議の充実（市民の公募枠の確保）
 - ②逗子市男女共同参画行政推進協議会の充実
 - ③担当課による推進と報告
 - ④計画の推進と評価

3 男女共同参画条例の制定

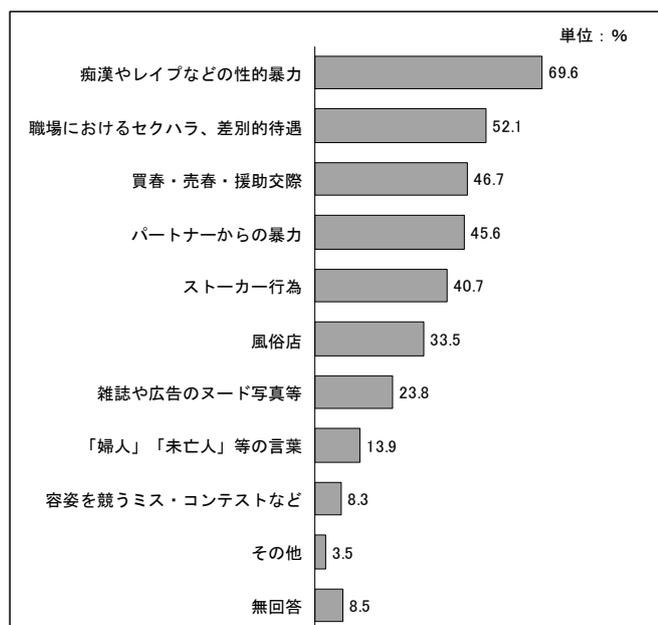
4 男女共同参画支援センター（仮称）の設置

5 男女共同参画に関する施策についての苦情処理機関の設置

基本目標Ⅰ 性に関する人権侵害の防止

逗子市では、男女共同参画社会をめざすために、「人権侵害を許さない」ことをその第一歩と考えます。すべての人の人権が尊重される社会こそ、男女共同参画社会でもあります。人権侵害を許さないまち、すべての人の人権を尊重するまちを目標に、取り組みを進めていきます。

「女性の人権が侵害されていると感じること」



資料：平成 16 年度『男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査』（以下本書中では「16 年度アンケート調査」と略記します） 問 24

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、売買春、夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、これまで問題として認識されにくく、社会の理解も不十分で個人的な問題とされがちでした。平成 11 年度に総理府（当時）が行った「男女間における暴力に関する調査」では、夫から命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことのある女性は、およそ 20 人に 1 人の割合になっています。一方、本市で平成 16 年度に行った『男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査』では、「暴力をふるわれたことがある」と回答した女性は 10.4%、そのうち「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」と回答した女性は 6.2% に上っています。

女性に対する暴力は、固定的性別役割分業や経済力の格差、権力による上下関係などの社会構造に根ざしたものです。暴力をふるうことは人権侵害であり、その対象の

性別、間柄、公的・私的領域を問わず、けっして許されるべきことではありません。こうした女性に対する暴力をなくすために、「人権問題」としての認識を高めるとともに、暴力を「犯罪」として認識した上での被害女性への支援、予防・相談体制の充実が必要とされています。

① 性を人権としてとらえる意識の育成と定着

具体的施策	内 容
性を人権としてとらえる意識づくり	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ジェンダーによる思い込みに基づいた差別をなくします。(全課) ○性を人権としてとらえる意識づくりのための啓発・情報提供パンフレットの作成や講演会・講座の開催を行います。(市民課)
教育・研修の推進	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭・学校・地域のそれぞれの分野で、性に関する女性の人権と自立を尊重する、身体および性意識の発達段階に応じた性教育・人権教育が行われるよう努めます。(学校教育課、生涯学習課) ○教職員、行政職員研修の中に性を人権としてとらえる視点を加えます。(学校教育課、職員課) ○学校教育において、人権教育の中に、性を人権としてとらえる視点を取り入れます。(学校教育課) ○性に関する法律(DV防止法、ストーカー規制法 [いずれも通称] など)の周知に努めます。(市民課)

② 夫・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の根絶

具体的施策	内 容
意識の啓発	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夫・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)は、人権侵害・犯罪であるという意識の啓発を図り、暴力をなくす運動を推進します。(市民課) ○女性と子どもに対する暴力の実態とDV防止法、児童虐待防止法(いずれも通称)について市民に知らせます。(市民課)
被害者支援のための対策	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夫・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)や幼児・児童虐待の実態を把握し、関係機関との連絡体制をつくります。(市民課、福祉課) ○被害者の一時保護と自立支援を行っている民間団体への支援・助成を実施します。(市民課) ○被害者の自助グループづくりを支援します。(市民課)

加害者に対する対策	【市が行うこと】 ○加害者に対する対策を検討します。(市民課)
-----------	---

③ セクシュアル・ハラスメントの防止と対策

具体的施策	内 容
セクシュアル・ハラスメントの防止と対策	【市が行うこと】 ○職場・学校・地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための情報提供、啓発を図ります。(職員課、市民課、経済観光課、学校教育課、生涯学習課) ○行政職員・市民・企業・教育に携わる者に対してセクシュアル・ハラスメント防止の研修や講座を行います。(職員課、市民課、学校教育課、生涯学習課) ○セクシュアル・ハラスメントの通報があった際、速やかに関連機関に連絡します。また被害者救済のためのシステムづくりを推進します。(市民課、経済観光課) 【事業者（主）ができること】 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対策を行います。

DV防止法：正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年施行、平成16年6月2日改正・公布、平成16年12月2日施行)。この法律の中では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

ストーカー規制法：正式には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年5月24日公布、同年11月24日施行)。この法律における「ストーカー行為」とは、同じ人に対して「つきまとい等」を反復して行うことをいいます。

児童虐待防止法：正式には、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年施行、平成16年4月1日改正・公布、10月1日施行)。子どもへの虐待を人権侵害とし、児童に対する虐待の禁止を定め、児童虐待の予防および早期発見の施策の促進を目的とするものです。当初施行時には、教員や医師が児童に対する虐待を発見した際に児童相談所や福祉事務所に通告する義務を課していましたが、改正法においてはこの通告義務範囲を、虐待を受けたと「思われる」場合にまで拡大し、被虐待児童の早期発見・保護に向けた枠組みを整えています。

2 生涯を通じた女性の心身の健康づくり

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な1つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。この視点に立ち、女性の思春期、成人期、高齢期等生涯を通じた性と生殖に関する総合的な施策が求められています。

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発

具体的施策	内 容
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・定着	【市が行うこと】 ○男女がともに互いの性を尊重し合えるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供を行います。(市民健康課、学校教育課) ○教職員、保健関係者などを対象にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた研修を実施します。(市民健康課、学校教育課)

② 女性のライフステージに沿った支援の充実

具体的施策	内 容
生涯にわたる女性の健康支援のための総合的体制づくり	【市が行うこと】 ○性差医療充実のため、女性スタッフによる女性外来、更年期外来の市内の病院への設置を推進します。(市民健康課) ○更年期・乳がん・子宮がんについての講座や、情報提供、自助グループの立ち上げへの支援を実施します。(市民健康課、市民課、生涯学習課) ○関係機関と連携し、性感染症の予防対策や、健康と加齢についての情報提供、啓発講座を行います。(市民健康課、生涯学習課) ○女性の生涯にわたる健康維持などの情報を発信し、啓発講座を行います。(市民健康課)
母子保健事業の推進	【市が行うこと】 ○妊娠・出産期の女性の健康の保持・増進を図り、出産から育児まで、夫婦、パートナーが協力して取り組むことのできるような事業を行います。(市民健康課)

3 メディアにおける女性の人権の尊重

情報を伝える新聞、ラジオ、テレビ、インターネットは、重要なメディアですが、それに関連して、メディアによって伝えられる情報を読み解き、活用する能力と、メディアを使って表現する能力を、「メディア・リテラシー」と言います。ジェンダーの視点から、性別役割を固定化した表現や女性に対する差別を含めて差別を見抜き、読み解く力を育てることが必要となっています。メディアが私たちに及ぼす影響は大きなものがあり、表現される側の人権に対する配慮をメディアへ働きかけていく必要があります。そして、各人が単に情報を受け入れるのではなく、主体的に読解し、また自らその発信者となる能力（メディア・リテラシー）の育成も不可欠です。

① 性の商品化の防止

具体的施策	内 容
メディア・リテラシーの向上	【市が行うこと】 ○女性の人権を保障する視点から、性を人格から切り離れたモノとする性の商品化等を防止する意識づくりを推進します。（市民課） ○メディア・リテラシーの実践講座を行います。（市民課、生涯学習課） ○メディア・リテラシーの講座を企画・実施できる人材を養成します。（市民課）

② 庁内刊行物における男女のバランスの確保

具体的施策	内 容
ジェンダー差別的表現のチェック	【市が行うこと】 ○各種メディアにおけるジェンダー差別的表現をチェックし、意識の改善と適切な表現の配慮に努めます。（市民課、広報広聴課）

4 相談窓口の充実

① 女性相談窓口の強化・拡充

具体的施策	内 容
女性相談事業の充実	【市が行うこと】 ○相談日の拡充に努めます。（市民課） ○相談窓口は相談者と相談内容を守るため、独立している個室で相談に応じます。また、相談のための直通電話（ホットライン）を設置します。（施設管理者）

	<ul style="list-style-type: none"> ○市民への女性相談事業に関する情報提供の強化に努めます。(市民課) ○フェミニスト・カウンセリングの視点を持った相談員の確保と研修および身分保障に努めます。(市民課、職員課) ○相談内容を検証し、プラン推進に生かします。(市民課)
--	---

数値目標：相談の実施日数…毎週4日

フェミニスト・カウンセリング：おもに女性を対象に女性の専門家が行うもので、女性が抱える問題の背景には、女性らしさを要求する社会、性的虐待や暴力、結婚生活における夫の優位など社会的な問題があるという認識を基盤としています。カウンセラーは相談者を社会に適応させようとするのではなく、自発的に妻・母・嫁などの役割意識から解放され、自己尊重を持って生きられるように手助けをします。

② すべての相談窓口への男女共同参画の視点の徹底

具体的施策	内 容
相談員の研修	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁内のすべての相談窓口の相談員に対して、男女共同参画の視点を持つ研修や講座を行います。(市民課) ○庁内のすべての相談員に対して男女共同参画に関する国や県、市等の資料、情報の提供に努めます。(市民課)
各相談窓口の連携強化	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁内のすべての相談窓口の間の連携を強化します。(相談窓口設置関係課)

基本目標Ⅱ 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援

就労の場では、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の法律が整備され、法制度上は男女に対し、均等な待遇が確保されてきています。しかし、性別役割分担意識や女性を対等なパートナーと見ない風潮が根強く存在しているため、いまだに男女格差が見られます。

職場においては、女性は個人の能力や意欲を評価されることなく補助的な仕事や単純労働を担うことが多く、昇進・昇格の機会や賃金についても男性との間に大きな格差が見られます。さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、事業者（主）が配慮するよう働きかけることも必要です。

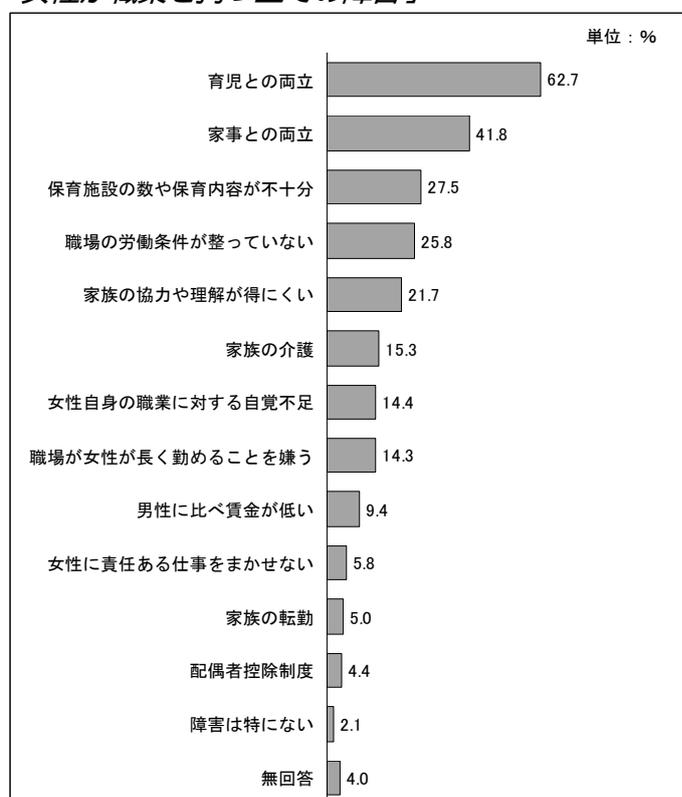
わが国も批准しているILO（国際労働機関）第156号条約^{*}では、家族的責任を男女がともに担うことを基本とするとともに、家族的責任を有する労働者を差別しないこと、すべての人の職業生活と家庭生活の調和が図られ、平等で人間らしい生き方が図られる社会をうたっています。

近年、特にパートタイム労働や派遣労働等、不安定な労働環境に置かれる人が増えています。多様な働き方を可能にし、女性も男性もそれぞれの状況に合わせた働き方ができるよう、適正な処遇や労働条件の確保を働きかけることが重要です。

また、自営業・農業等に従事する女性の対等なパートナーとしての経営参画を促進することも必要です。

ILO第156号条約：「付属資料（資料4）」を参照のこと。

「女性が職業を持つ上での障害」



資料：「16年度アンケート調査」問15

1 雇用における男女平等の実現

① 職場における女性の能力の積極的活用

具体的施策	内 容
市職員の男女平等の推進	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理職に少ない方の性に関する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を行います。（職員課） ○実務者向け合同研修会を開催します。（職員課） ○苦情処理委員会委員には、申し立て者と同性の委員が40%を下回らないようにします。（職員課）
市内事業者（主）への啓発	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○採用時の男女差別の是正、男女の職種・職域の分離の解消（コース別人事の廃止等）、間接差別の禁止などをめざすため、事業者（主）への啓発を行います。（経済観光課） ○市内の事業者（主）に対し、管理職に少ない方の性の人を積極的に登用する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の普及に努め、その実施を促進します。（経済観光課） ○母性保護を含む働く人の諸権利をまとめたリーフレットを配布します。（経済観光課） ○男女の業務内容の格差の是正や女性だけが接遇で業務を中断されることがないように机の配置を見直し、職場におけるお茶くみや後片づけのルールなどを定める「マニュアル」を作成し、実行するよう、市内事業者（主）に働きかけます。（経済観光課） <p>【事業者（主）ができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女雇用機会均等法を守り、男女平等の職場をつくります。



積極的改善措置(ポジティブ・アクション): さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

間接差別: 外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。(内閣府男女共同参画局の「男女共同参画関連用語」より引用)

② 女性の雇用の拡大

具体的施策	内 容
職業能力の開発	<p>【市が行うこと】</p> <p>○男女ともに雇用の幅を広くし、能力開発を図るため、資格や技能の取得についてのさまざまな情報を収集、提供します。(経済観光課)</p>
再雇用の支援	<p>【市が行うこと】</p> <p>○多様な職種に対する個々の能力発揮の機会を提供するため、労働関係機関などと連携して再雇用支援のための情報の収集と提供に努めます。(経済観光課)</p>
「女性経済プログラム」などの実施	<p>【市が行うこと】</p> <p>○「女性経済プログラム」の実施を検討します。(管財課)</p> <p>○補助金交付の条件で、両性の平等の取り組みを働きかけ、その実施報告をしてもらいます。(財政課)</p> <p>○契約希望業者登録や入札参加に際して、当該事業者(主)に対し、両性の平等の取り組みを働きかけ、その実施報告をしてもらいます。(管財課)</p> <p>【事業者(主)ができること】</p> <p>○女性を正規職員として、積極的に雇用します。</p>

女性経済プログラム: 女性の進出が少なくかつ給料が比較的高い業種の職業訓練を行い、そうした女性正(規)職員を一定比率以上雇用していることを入札資格の条件に入れ、安定して自立することが可能な収入を女性に保障する制度を言います。

③ 待遇格差の是正

具体的施策	内 容
男女の所得格差の是正	<p>【市が行うこと】</p> <p>○コース別人事、扶養手当・住宅手当の所得条項・契約者条項・世帯主条項の見直しなど、男女の所得格差を是正するための対策を検討するよう、市内の事業者(主)に働きかけます。(経済観光課)</p> <p>【事業者(主)ができること】</p> <p>○両性の所得格差をなくします。</p>

④ 労働相談の充実

具体的施策	内 容
就業相談の支援	【市が行うこと】 ○女性の就業における相談については、県の相談窓口を紹介します。また、関連する情報を収集し、提供します。(経済観光課)
事業者（主）への働きかけ	【市が行うこと】 ○男女雇用機会均等法に位置づけられた苦情処理窓口を設置するように働きかけ、事業者（主）と相談者の実務研修への参加を働きかけ、また苦情解決への行動を支援します。(経済観光課)

2 正規職員以外の働き方をしている人への支援

① 正規職員以外の働き方をしている人の労働条件の向上

具体的施策	内 容
正規職員以外の働き方をしている人の労働条件の向上	【市が行うこと】 ○非正規職員の給料・休暇などに関し、正規職員と比較平等な待遇に向上させるよう、ILO第175号条約の批准 および国内法の整備を国に働きかけると同時に、市非常勤職員の待遇を、正規職員に比例して計算されたものにします。(経済観光課、職員課) ○パートタイム労働法の普及など事業者（主）への啓発を行います。(経済観光課) ○労働基準監督署・県労働関係機関等、国・県との連携を深め、正規職員と平等に比較された給料・休暇など、労働条件の向上に努めるよう、事業者（主）に働きかけます。(経済観光課) 【事業者（主）ができること】 ○非正規職員の労働条件を正規職員に比例して計算されたものにします。
リーフレットの配布	【市が行うこと】 ○正規職員以外の働き方をしている人の母性保護を含む諸権利をまとめた国や県が作成したリーフレットを、市内各事業所・施設に配るとともに、労働相談担当者に渡します。(経済観光課)

ILO第175号：「パートタイム労働者が、パートタイムで働いているという理由のみによって、時間、生産量又は出来高に比例して計算される基本賃金であって、同一の方法により計算される比較可能なフルタイム労働者の基本賃金よりも低いものを受領することがないことを確保するため、国内法及び国内慣行に適合する措置をとる。」(2005年現在、日本未批准) 「付属資料(資料5)」を参照のこと。

② 家族経営における女性労働の評価

具体的施策	内 容
家族経営における女性労働の評価	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性労働が対等に評価されるよう働きかけます。(経済観光課) ○家族経営協定 の存在を紹介します。(経済観光課) <p>【事業者（主）ができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従事者の労働を正當に評価し、生きがいや商品・サービス開発研究などを行います。

家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。第2次男女共同参画基本計画では、農林漁業において女性が農林漁業経営を担っているケースの実態把握や家族経営協定の仕組みを活用した関連制度の整備等の支援を進めることをめざしています。

3 女性の経済的自立の支援

① 再就職・起業への支援

具体的施策	内 容
女性の再就職と起業への支援	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「再就職自己再評価セミナー」など、女性の再就職および起業に対し、必要なノウハウなどについての情報提供や講演会・研修会を開催します。(経済観光課、生涯学習課) ○「国連マイクロクレジット年」をきっかけに市における低金利小額融資のマイクロファイナンス あるいは信用保証制度の創設を検討します。市内のコミュニティビジネス の起業を支援します。(経済観光課、企画調整課)

国連マイクロクレジット年：マイクロクレジット(信用貸付)とは、「貧困層や女性に少額の融資をして、生活向上や自立を促進する」方法です。国連では、2000年のミレニアム会議で、「2015年までに世界の貧困を半減する」という目標が立てられました。そして2005年を「マイクロクレジット年」とし、それまでに「1億世帯の最貧困家庭、とりわけ貧困女性に対して、自営のためのクレジットや他の金融、ビジネスサービスを提供する」というキャンペーンが開始されています。最近では貸付(クレジット)のみならず、貯蓄や保険など金融サービス全体(ファイナンス)を意味する「マイクロファイナンス(小規模金融)」という呼び方が一般的になっています。多くの場合、マイクロファイナンスは担保や保証人を求めない代わりに、利用者が小グループを形成する連帯責任制をとり、グループは定期的に会合を開き、ローンの受け手はその都度分割返済するのが特徴です。

コミュニティビジネス：市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

② ひとり親家庭等への支援の充実

具体的施策	内 容
家庭生活支援員制度の整備	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭生活支援員を確保し、傷病・介護などの理由により、ひとりで の養育が困難なときに派遣します。(福祉課) ○制度を広く知らせ、利用を促します。(福祉課)
ひとり親家庭のための就職支援	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭のための適職発見自己再評価セミナーやパソコンを使 ったエントリーシート・履歴書の書き方、面接の受け方等の案内な どの支援をします。(福祉課、経済観光課)

③ 高齢女性、障害のある女性への生活支援の充実

具体的施策	内 容
障害者雇用の促進	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内の事業者（主）に対し、障害者法定雇用率の達成を呼びかけ、 障害者雇用を促進します。特に、障害のある女性の就業に関し、職 場環境や就労条件の平等の実現のため、事業者（主）に対する啓発 を行います。(経済観光課) ○市役所において障害者法定雇用率の達成をめざします。(職員課) <p>【事業者（主）ができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者法定雇用率を達成します。
職域の拡大	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(株)パブリック・サービスの職域を、女性が働きやすいよう、開 拓・拡大するよう働きかけます。(介護保険課)

数値目標：両性の就業割合が40～60%

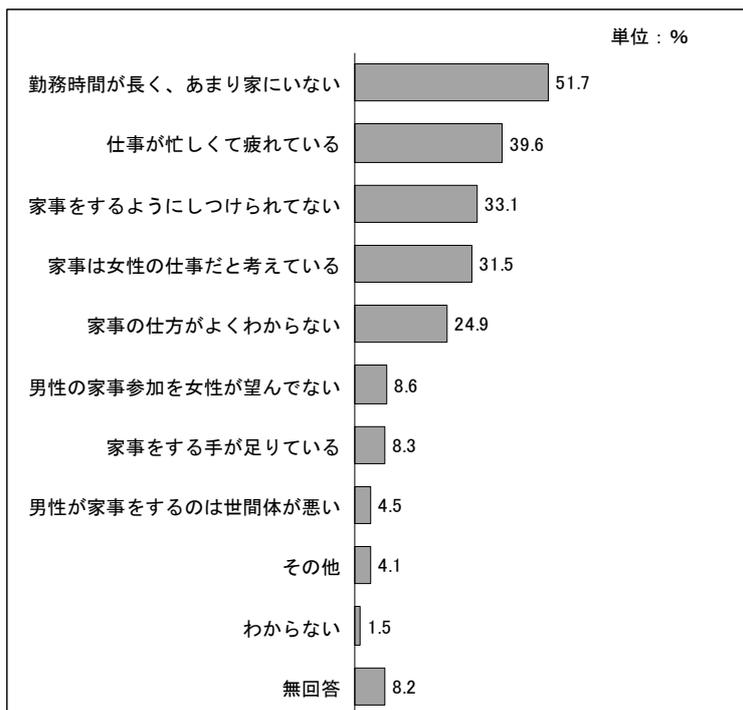
福祉的配慮をした住宅の整備	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢女性、障害のある女性等が、地域において住みやすく安全で安 心な暮らしを送ることができるよう、市営住宅の建設において、福 祉的配慮をした住宅を整備します。(土木管理課、都市整備課)
---------------	--

基本目標Ⅲ 家庭・地域活動と仕事の両立

わが国の社会は、これまで経済優先の考え方が強く、“終身雇用制度”のもとで男性は長時間労働による職場中心の生活となり、家庭における経済的責任は男性が、家事・育児・介護等の家庭責任は女性が担うという役割分担を固定化してきました。

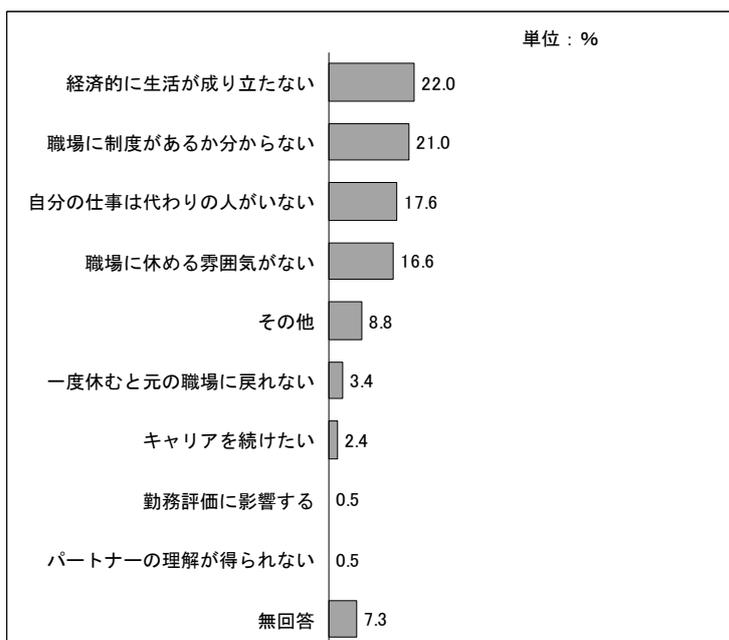
家庭、地域をより豊かなものにするためには、仕事と両立し、家庭責任を男女が平等に担い、社会全体で子育て、介護を支援する環境の整備や、地域活動・自治会活動などへ男女が参画しやすい環境づくりが必要です。

「男性があまり家事に参加しない理由」



資料：「16年度アンケート調査」
問33

「育児・介護休業制度を利用できない理由」



資料：「16年度アンケート調査」
問19

1 家庭・地域活動と仕事との両立支援

① 男性の家事・育児参加の促進

具体的施策	内 容
男性向け学習機会の充実	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男性が家庭生活の知識や技術を習得する講座を開催します。（「男の料理教室」、男性保護者向けの離乳食講座や手遊び、体遊び、読み聞かせ講座、家庭介護講座等）（市民健康課、福祉課、生涯学習課、図書館） <p>【私たちができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家事、育児、介護、看護について家族で話し合う機会をつくり、男性も必要な知識や実践力を身に付けて積極的に分担をします。

② 子育て支援の充実

具体的施策	内 容
両親学級の充実	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てへの男女共同参画をテーマとした講座を開催します。（市民健康課） <p>【私たちができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種支援サービスを積極的に活用し、あきらめずに仕事と家庭の両立をめざします。
子育て支援サービスの充実	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てを男女がともに担うための啓発や、多様な生活形態を支えるための子育て環境の整備など、具体的に対応できる複合的なサービスを実現します。（福祉課） ○特定保育事業、乳児保育の充実、育児相談、延長保育、休日保育、一時保育を実施します。（福祉課） ○『次世代育成支援行動計画』と連携し、児童育成事業として、ふれあいスクール・学童クラブ事業の拡充、障害の有無にかかわらずすべての子どもを受け入れる共育プログラムの拡充を行います。（福祉課、学校教育課、生涯学習課） ○『逗子市福祉プラン』、『地域福祉活動計画』（社会福祉協議会）と連携します。（社会福祉課） ○障害児（者）を持つ保護者が働き続けられる環境を整備します。（福祉課） ○ひとり親家庭への支援を行います。（福祉課） ○小・中学校において、食育の観点から、安全で栄養バランスのとれた昼食を確保します。（学校教育課） <p>【私たちができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種支援サービスを積極的に活用し、あきらめずに仕事と家庭の両立をめざします。

③ 介護支援・福祉サービスの充実

具体的施策	内 容
固定観念の是正および福祉サービスの充実	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若年時からの意識啓発や教育、男性の福祉人材の育成、在宅福祉サービスの整備・充実など、「介護、介助、看護は女性の仕事」という固定観念を是正し、個々の生活状況に応じて支援が受けられるようサービスの整備、充実を図ります。(福祉課、介護保険課、学校教育課) ○地域包括支援センター機能の充実、介護保険サービスの充実、家族介護支援のためのサービスの充実、また障害者の居宅生活支援の拡充を図り、利用しやすい体制を整えます。(介護保険課、福祉課)

2 両立を可能にする労働環境の整備

① 労働時間の短縮

具体的施策	内 容
労働時間短縮の促進等	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女ともに働きながら家族責任も果たし、地域活動に参加することを支援するため、ゆとりある職場環境をめざし、事業者(主)への啓発を図ります。[就業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働の免除、フレックスタイム制、家族看護休暇、失効年休積み立て制度、配偶者の転勤に伴う休業、ボランティア休暇、研修休暇、リフレッシュ休暇、療養休暇、メモリアル休暇、更年期通院休暇、在宅勤務等の検討・実施](経済観光課) ○国内外の先進例を示し、啓発を行っていきます。(経済観光課) <p>【事業者(主)ができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働時間の短縮を行います。

② 両性の育児・介護・看護休業取得の促進

具体的施策	内 容
育児・介護・看護休業取得の促進	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者(主)や人事・労務担当者にセミナーを実施することにより、男女の労働者が仕事と育児または介護、看護の両立をしやすい環境を整備します。[市役所において「パパ・クォータ」の導入、育児・介護・看護休業取得の推進と保障](経済観光課、職員課、市民課) ○市の資金運用先を選定する場合、ファミリー・フレンドリーな事業者(主)かどうかを考慮するよう検討します。(会計課、財政課) ○休業者の代替要員の確保費用の補助を検討します。(経済観光課) <p>【事業者(主)ができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育児・介護休業法などの法律を守り働く男女の家庭生活に配慮します。また、休業の取得等により労働者が不利益を受けないようにします。 <p>【私たちができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労環境の整備を企業に働きかけます。

パパ・クォータ：1人の子どもに関し、育児休業の一部を必ず父親が取るように割り当て、義務化することを言います。

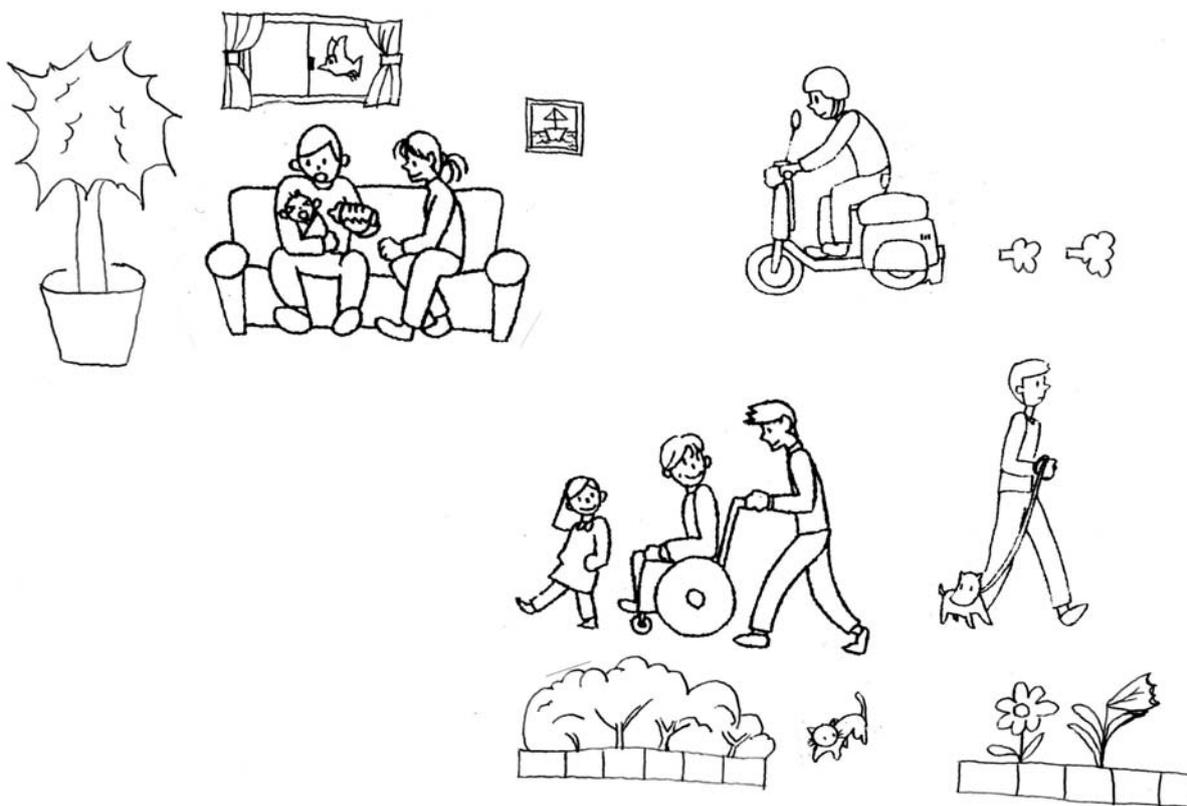
ご存知ですか？ 妻が専業主婦である場合、また産休中である場合も、少なくとも子どもが生まれてから8週間までは、男性も育児休業をすることができます。

③ 事業者（主）への支援

具体的施策	内 容
ファミリー・フレンドリー企業の紹介	【市が行うこと】 ○厚生労働省の実施している「ファミリー・フレンドリー企業表彰」などの情報を提供し、ファミリー・フレンドリーな事業者（主）の取り組みを紹介します。（経済観光課）

ファミリー・フレンドリーな事業者（主）：仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業を言います。

ファミリー・フレンドリー企業表彰：厚生労働省では、平成 11 年から、ファミリー・フレンドリー企業に向けた取り組みを行っており、その成果があがっている企業等を、「ファミリー・フレンドリー企業」として、その取り組みを讃え、広くこれを国民に周知して、家族的責任を有する労働者がその能力や経験を活かすことのできる環境の整備に資することを目的に、「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施しています。



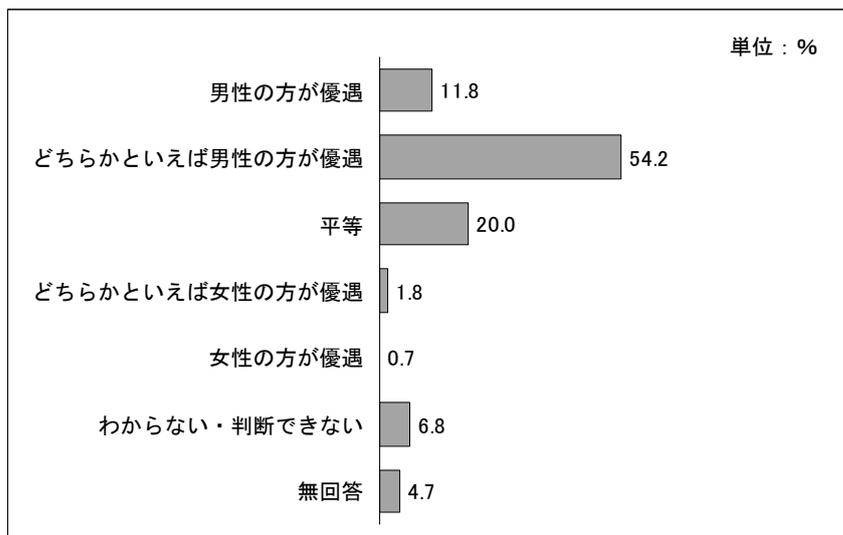
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を実現するための意識改革

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮するためには、活動の選択に性別による制約がないことが必要です。しかしながら実際には、「男性は仕事、女性は家庭」、「女性は従順なものである」等のジェンダーによる性別の固定的な役割分担等が影響して、活動が妨げられたり、女性への暴力が見逃されることもあります。

また、ジェンダーには、「男性は女性よりも偉い」、「女性は控えめで従順であるべき」などの偏見が見られます。このような男女の差別や偏見等につながるものを押しつけることは見直さなければなりませんし、特定の「男らしさ」、「女らしさ」を他人に押しつけることは避けなければなりません。

こうしたジェンダーによる思い込みの影響に気づくこと、それが“ジェンダーに敏感な視点”です。男女共同参画社会の実現のためにはジェンダーに敏感な視点を育て、その視点からさまざまな見直しを行っていくことが必要とされています。

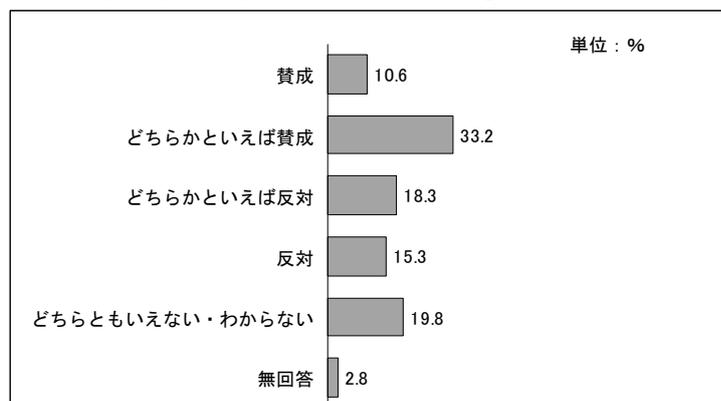
「男女の地位に関する平等意識 - 全体的に考えると - 」



資料：「16年度アンケート調査」問11

「男女の役割分担に関する意識」

— 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についての意見—



資料：「16年度アンケート調査」問12

1 男女平等意識の啓発

① 男女平等意識の啓発活動の推進

具体的施策	内 容
学習会・講座等の充実	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女が個人として尊重され、性別にかかわらず、意欲や希望に沿って個性と能力を発揮できる社会を実現するために、男女平等意識をあらゆる分野において啓発していきます。(市民課、生涯学習課、関係各課) ○男女平等意識を深める講演会・映画会・講座等を開催し、講座ではロールプレー方式などを取り入れ、啓発していきます。(市民課、生涯学習課) <p>【私たちができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積極的に参加します。

数値目標：「市民意識調査」結果において、「平等」と感じる市民の割合が50%になるようにする。

② 性別による役割分業意識の是正

具体的施策	内 容
啓発活動の推進	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「男は仕事、女は家庭」という性別役割意識を是正し、男女が家庭・仕事・その他の活動など調和を持って行える男女共同参画の考え方への理解が浸透するように、意識啓発を行います。(市民課、生涯学習課) ○育児休暇・介護休暇制度を男女の別なく活用できるよう、情報提供とパンフレットやポスターなどで、啓発活動に努めます。(経済観光課) <p>【私たちができること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休暇制度を積極的に活用します。

数値目標：「市民意識調査」結果において、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が30%以下になるようにする。

2 男女平等に向けた教育・学習の推進

学校教育では、男子優先の学習などが、知らず知らずのうちに子どもたちの価値観の形成に大きな影響を及ぼすような潜在的なレベルで伝えられる、いわゆる「隠れたカリキュラム」によって、無意識のうちに結果的には性差別につながったり、ジェンダーによる偏った考え方を刷りこんだりしている教材や行動、慣行等があります。

ジェンダー意識を是正した男女平等観の形成が不可欠であり、ジェンダーを再生産しないためにも「教育」が果たす役割は極めて重要です。

家庭や地域で協力してジェンダーにとらわれない教育ができるような社会教育プログラムを充実させることも大切です。

学校、家庭、社会等、あらゆる場において男女平等教育の推進が求められています。

① 幼児教育・学校教育における推進

具体的施策	内 容
教職員の意識啓発	<p>【市が行うこと】</p> <p>○市内小中学校の教職員対象に、性別にとらわれない個人の人権を基盤にした人権教育を徹底する研修を行い、教職員の男女平等意識の啓発に努めます。(学校教育課)</p>
人権に基づく性教育の実施	<p>【市が行うこと】</p> <p>○人権を尊重し、男女共同参画への理解を深める人権教育を、実施します。また、そのための補助教材・副読本の作成を支援するための資料を市内の小中学校に配布します。(学校教育課)</p> <p>○性を人権としてとらえ、誰もが互いの性と性を尊重し合い、性の自己決定能力を育てる性教育を実施します。(学校教育課)</p> <p>○CAP などセルフ・ディフェンス(護身術)の講習会を開催し、『次世代育成支援行動計画』とも連携します。(学校教育課、福祉課)</p>
人材の養成	<p>【市が行うこと】</p> <p>○性教育啓発講座を企画し、実施できる人材を養成します。(学校教育課、生涯学習課)</p>
相談窓口の徹底	<p>【市が行うこと】</p> <p>○市内の学校や教育研究所における相談員に、性別による考え方にとらわれない、人権を基盤にした男女平等意識を高める研修を実施し、相談窓口における男女平等を徹底します。(学校教育課)</p>

CAP：アメリカで開発された、子どもが暴力から身を守る力を身につけるためのプログラム。エンパワーメント、人権意識、コミュニティをスローガンに、護身技術だけでなく人権擁護、意志表現力を鍛えます。

② 社会教育における推進

具体的施策	内 容
平等意識の啓発	<p>【市が行うこと】</p> <p>○民生委員児童委員・保護司・青少年指導員など、地域社会の人材の協力を得て、男女共同参画の視点から平等意識を高めます。(社会福祉課、市民課、生涯学習課)</p> <p>○「男女平等かるた」や「男女平等百人一首」を市民参加で作成し、幼児教育・学校教育・社会教育の現場で活用します。(市民課、生涯学習課)</p>
法制度の周知	<p>【市が行うこと】</p> <p>○「夫婦財産別所有制」など、身近な生活に関わる民法、社会保障法、労働法、税法上の諸制度に関する講演会を開くなど、法制度の周知に努めます。(市民課、生涯学習課など関係各課)</p>
図書館の充実	<p>【市が行うこと】</p> <p>○市内図書館に男女共同参画に関する図書コーナーを設置します。また、女性学・女性史の図書の充実を図ります。(図書館)</p>

地域女性史の掘り起こし	<p>【市が行うこと】</p> <p>○地域の歴史を編纂するにあたっては、男女共同参画の視点を導入し、あわせて地域女性史の掘り起こしを行う民間グループの支援をします。(市民課、生涯学習課)</p>
市職員への研修	<p>【市が行うこと】</p> <p>○市役所職員を対象に男女平等意識啓発の研修を行い、全員が研修に参加するとともに、啓発・行動ができる人材を育成します。(職員課)</p>

夫婦財産別有制：日本では基本的には夫婦別財産制を採用していると言われます。

夫婦の財産関係は、婚姻届出前に夫婦財産契約(民法第756条)を締結しない限り、民法第762条の別産制の原則により、下記の例外を除き、それぞれの名で得たものは、当人の特有財産とみなされます。

- ・夫婦のいずれに属するか明らかでない財産・・・共有の推定
- ・家計に組み入れられたもの・・・・・・・・・・共有

具体的には個々の状況によって異なるので、専門家に相談しましょう。

③ 個々のあり方を大切にする家庭環境づくり

具体的施策	内 容
市民への啓発	<p>【市が行うこと】</p> <p>○個々人の生き方を尊重するため、家庭における男女平等をテーマにしたポスターを作成し、公共の場所に張り出して、市民への啓発に努めます。(市民課)</p>
コンクールの実施	<p>【市が行うこと】</p> <p>○家庭をテーマにした作文コンクール・絵画コンクールを、男女共同参画社会の視点で実施します。(市民課、生涯学習課)</p>
男性のための家庭教室	<p>【市が行うこと】</p> <p>○男性を対象とする家庭教室(料理・育児・介護・看護の勉強会)を地域ごとに開催します。また、男性向けの育児テキストを作成し、配布します。(市民健康課、福祉課、介護保険課、生涯学習課)</p>
状況的弱者への支援	<p>【市が行うこと】</p> <p>○市民に対し、状況的弱者(妊婦、子連れ、傷病者など)に対する意識の啓発を行います。(市民課、生涯学習課)</p> <p>○状況的弱者を積極的に支援し、公共的施設において必要な配慮を行います。(施設管理者)</p>
相談窓口の充実	<p>【市が行うこと】</p> <p>○家庭相談・女性相談の窓口を常設し、性別による考え方にとらわれない、人権を基盤にした男女平等の立場で相談に応じる相談員を配置します。また、必要に応じて専門家の応援を要請します。(市民課、福祉課)</p>

3 国際理解と男女共同参画

① 国際的な女性の人権問題への理解

具体的施策	内 容
講座の開設やパンフレットの作成	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的な女性の人権問題への理解を深めるため、講演会・映画会やワークショップを開催します。(市民課、生涯学習課) ○日本国内における人身売買 や買春をなくすため、パンフレットの作成など、啓発に努めます。(市民課、福祉課)

人身売買：2003年6月のアメリカ合衆国国務省の「人身売買に関する年次報告書」で、日本は人身売買を防止する基準を満たしていない人身売買監視対象国とされました。

人身売買とは、搾取を目的に人を募集、移送、収受することを言います。その典型的なやり方は、金銭が必要で切迫している人をターゲットに、ブローカーが待遇のよい仕事や研修などを約束して接近し、目的国に送り込みます。そして目的地に着くと、ブローカーの利益に加え旅費が借金とされ、利子や住居・食糧費などがそれに上乗せされ、その返済を迫られます。被害者を服従させるためには暴力、拷問、強姦、脅迫が用いられ、逃亡を阻止するために旅券が取り上げられたりします。搾取には、売春その他の性的搾取、強制労働、奴隷またはこれに類する行為、隷属または、臓器摘出を含みます。

2004年、日本は「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を経て「人身取引対策行動計画書」を発表。その後2005年に人身売買罪を創設し人身売買監視対象国からはずされましたが、まだ人身売買に関する国連での議定書を批准していませんし、人身売買は減少しているとは言えません。加害者処罰と被害者保護は一体のもので、予防、被害者の支援・救済・人権保護が必要とされています。

② 国際的な女性の人権問題への理解のための国内外での国際交流

具体的施策	内 容
相談者への支援	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内に住む外国国籍の人向けに、男女平等や女性の人権に関するパンフレットを作成します。また情報提供を行い、相談者の支援を行います。(市民課)
市内在住外国人との交流機会の拡充	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内に住む外国国籍の女性と日本国籍の女性が、男女平等意識や家庭における男女平等をテーマに、交流できるワークショップを開催します。(秘書課、市民課、生涯学習課) ○市内に住む外国国籍の人と日本国籍の人との交流を行い、男女共同参画と平和の推進に取り組みます。(秘書課、市民課、生涯学習課)
国際交流	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的な女性の人権問題への理解のための国際交流を実施します。(秘書課)

基本目標Ⅴ 女性のエンパワメントによる男女共同参画

人口の半分を占める女性の政策・方針決定の場への参画はなかなか進んでいません。わが国の政治および経済への女性の参画の程度を示す「ジェンダー・エンパワメント指数（GEM）」において、2004年には、測定可能な78か国中、38位と低位です。これは、女性が能力を発揮する機会が十分でないことを示しています。あらゆる分野に女性の意見を反映させていくことは、社会を形成していく上で大変重要なことです。

逗子市では、今後、政策決定の場を含め、あらゆる分野へ女性の参画を促進していきます。またそれとともに、これまでの男女格差を解消するための「積極的改善措置」（ポジティブ・アクション）の導入や女性のエンパワメントに向けての支援が必要とされています。

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

① 意思決定の場への参画促進

具体的施策	内 容
審議会等への女性の参加促進	【市が行うこと】 ○政策・方針決定の場での男女共同参画を推進するために、「逗子市の審議会等への女性の参加促進に関する要綱」に基づき、女性の参加促進を積極的に図ります。（市民課、企画調整課、全課）

数値目標：どちらかの性が40%未満にならないようにする。

② 人材の育成

具体的施策	内 容
人材育成のための研修機会の充実と参加の促進	【市が行うこと】 ○『女と男のセミナー』などを具体的なワークショップ形式にし、回数を増やすなど、継続的な計画を立て、人材の育成に努めます。（市民課） ○『女と男のセミナー』などの企画にあたって、市民からの意見を集めます。（市民課） ○主催事業の企画など市民参加方式で市民と連携して行います。（市民課、生涯学習課） ○生涯学習課主催の各種講座について、女性のエンパワメントのための研修機会の充実および参加の促進を図ります。（生涯学習課） ○若い年齢層の男女が多く参加できる環境の整備のため、開催曜日や時間の工夫や託児・保育制度の導入等を図ります。（市民課、関係各課）
人材リストの活用	【市が行うこと】 ○男女共同参画の推進に関わる個人・団体、専門家を登録した「人材リスト」を作成し、各課にも提供して、市の審議会・委員会の委員への推薦や情報の相互提供、また県作成の「女性人材情報」などの活用をしていきます。（市民課）

③地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進

具体的施策	内 容
自治会等の方針決定の場への女性の登用	【市が行うこと】 ○自治会等の方針決定の場へ女性が登用されるように要望します。また、そのための相談、情報提供を行います。(市民課)

数値目標：地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が40%以上になるようにする。

2 行政への女性の参画促進

① 男女共同参画支援担当所管課の強化・充実

具体的施策	内 容
男女共同参画行政の推進	【市が行うこと】 ○「女性行政専任担当」を「男女共同参画専任担当」とし、男女共同参画行政の推進を図ります。また、機構改革の際に、男女共同参画行政を専管事項とする所管部署を、全体を把握できる部へ設置するよう働きかけます。(市民課、総務課) ○男女共同参画に関する市民意識調査を行うと同時に、市内のさまざまな分野においてジェンダーに基づいた統計を資料として集めます。(市民課)
男女共同参画行政への市民の声の反映	【市が行うこと】 ○男女共同参画行政に市民の声を反映しやすくするため、「男女共同参画推進フォーラム」を実施し、その内容の充実を図ります。(市民課)

②庁内職員・職域における男女のバランスの確保

具体的施策	内 容
女性職員の登用	【市が行うこと】 ○男女共同参画による市政運営を推進するため、「積極的改善措置」(ポジティブ・アクション)を積極的に活用し、女性職員を管理監督者へ登用します。またあらゆる職域における男女のバランスを確保します。(職員課)

数値目標：・市の女性職員の割合が40%となるようにする。

・管理職の女性の割合が30%を超えるようにする。

3 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進

① 活動における男女のバランスの確保

具体的施策	内 容
地域活動における男女平等な共同参画の促進	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女が均等に地域活動に参画し、ともに活動を担うための啓発を行います。[啓発誌の発行、男女共同参画講座、市民団体への啓発など]（市民課、関係各課）
男女が参加しやすい講座の開催	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○働く男女が参加しやすい曜日や時間を設定した講座を開催します。（市民課、関係各課） ○保育つき講座の開催をします。施設の新築や改築時に施設内保育スペースを設置するよう検討します。（市民課、生涯学習課、関係各課）
事業者（主）への啓発	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への理解を促進するため、事業者(主)に対し、啓発を行います。（経済観光課）

② 活動拠点の整備

具体的施策	内 容
活動の場の整備・充実	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への積極的参加を促すため、地域活動センター等の活動の場の整備・充実を図ります。[管理者の常駐、利用の仕方の工夫、利用グループの登録推進と常時利用グループへの便宜供与（ロッカー利用など）、保育・託児制度の確保、育児関連設備（おむつ替え台など）・バリアフリー対策設備の充実など]（市民課、関係各課）
他市の施設との提携	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相互利用の協定を結び、他市の活動拠点施設の情報提供や宣伝を行って利用を促進します。（市民課）

基本目標Ⅵ 推進体制の強化

～ ずし男女共同参画プランを積極的に推進する

「ずし男女共同参画プラン」の目標とする社会を実現するために、各施策の進捗状況を把握し、評価するシステムを明確にし、その実施報告と評価を市民へ公表することが求められています。

プランを効果的に推進していくために、「ずし男女共同参画プラン推進会議」と庁内における「逗子市男女共同参画行政推進協議会」の役割を強化し、市民および事業者（主）と協働しながら推進していきます。また、苦情処理の窓口を設置し、対策を強化します。

「男女共同参画支援センター」（仮称）の設置や男女共同参画条例の制定については、情報収集や調査研究をしながら対応していきます。

1 市民との協働体制の充実

① 積極的参画への支援

具体的施策	内 容
積極的参画への支援	【市が行うこと】 ○女性のエンパワーメントや男女共同参画に関心を持つ市民（個人・団体）に情報を提供し、活動手段を提供します。（市民課、関係各課）

② 男女共同参画プランネットワークの設置

具体的施策	内 容
男女共同参画プランネットワークの設置	【市が行うこと】 ○男女共同参画プランを推進する活動をしているグループの登録を進め、「男女共同参画プランネットワーク」を設置します。（市民課） ○ネットワークの支援をし、活動手段と活動の場を提供します。（市民課） 【男女共同参画プランネットワークが行うこと】 ○代表者は、ずし男女共同参画プラン推進会議に委員として参加します。 ○ずし男女共同参画プランの推進施策の実施に協力し、その進捗状況に対して意見を述べます。

2 推進体制の整備と実効性の確保

① ずし男女共同参画プラン推進会議の充実

具体的施策	内 容
ずし男女共同参画プラン推進会議の充実	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民公募委員および男女共同参画を推進する専門委員・団体委員・男女共同参画プランネットワーク委員で組織し、市民の積極的・主体的な参画を推進します。(市民課) <p>【ずし男女共同参画プラン推進会議が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プランの評価基準の設置および見直しを行います。 ○ずし男女共同参画プランの推進に際して、市長に提言をします。 ○男女共同参画推進のための講座を企画します。 ○市の担当課および行政推進協議会からの進捗状況の報告を評価し、市長に対して意見を述べます。

② 逗子市男女共同参画行政推進協議会の充実

具体的施策	内 容
逗子市男女共同参画行政推進協議会の充実	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画関連施策を推進していくための庁内の横断的な組織として充実させます。(市民課) ○市の各担当課から報告された進捗状況を全体的に評価し、事業の見直し等をずし男女共同参画プラン推進会議に提言します。(市民課)

③ 担当課による推進と報告

具体的施策	内 容
担当課による推進と報告	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の担当課が男女共同参画プランの事業を推進するための目標を設定し、その実施に努め、半年ごとに進捗状況を取りまとめ、推進会議に報告します。(市民課)

④ 計画の推進と評価

具体的施策	内 容
計画の推進と評価	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎年度計画の進行状況を把握し、市長は市民に対し評価・公表します。 (市民課) <ul style="list-style-type: none"> ・推進状況の把握 ・評価システムの開発・整備 ・年次報告書の作成と公表 ○市民の意見箱を設置し、意見の反映に努めます。(市民課)

3 男女共同参画条例の制定

具体的施策	内 容
男女共同参画条例の検討	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女平等に関する基本条例のあり方を検討し、条例制定をめざします。 (市民課)

4 男女共同参画支援センター（仮称）の設置

具体的施策	内 容
男女共同参画支援センター（仮称）の設置	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の実現に向けた活動の場・女性のエンパワーメントのための場等として、「男女共同参画支援センター」（仮称）の設置について具体的に検討します。(市民課)

5 男女共同参画に関する施策についての苦情処理機関の設置

具体的施策	内 容
<p>男女共同参画に関する 施策についての 苦情処理機関の設置</p>	<p>【市が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画を理解した委員からなる、男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについての申し出を処理する機関を設置します。(市民課) ○男女共同参画を阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などの申請をしやすい環境づくりをします。(市民課) ○申し出た人の情報を保護し、不利にならないように取り計らいます。(市民課) <p>【苦情処理機関が行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについての申し出があった場合、すみやかに会議を開き、検討します。 ○申し出は当事者のみならず、第三者の申し出についても、同様に扱います。 ○申し出を確認するための調査が必要な場合には実施します。 ○検討結果に基づいて、助言、指導、是正の要請および意見の表明を行います。 ○ずし男女共同参画プラン推進会議と連携をとります。

【私たちができること】

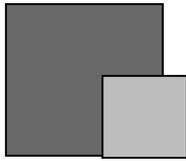
- 逗子市を男女共同参画のまちにするために積極的に活動に参加します。

地域活動に積極的に参加します。
男女共同参画のために活動します。
市民公募委員へ応募します。

- この計画の進み具合をチェックします。

評価アンケートに参加します。

男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などを見つけたときには、苦情処理機関に申し出ます。



第3章 プランの推進と国・県への要望

第3章 プランの推進と国・県への要望

1 推進体制

本プランは、市民、行政などが一体となって協働で取り組んでいくものですが、その効果的かつ具体的な推進を図るため、推進体制の整備・充実に努めます。

ずし男女共同参画プラン推進会議

○本プランの総合的な推進を図るため、市民・男女共同参画を推進する団体および男女共同参画に広く見識を持つ人などで組織する「ずし男女共同参画プラン推進会議」（従前の「ずし女性プラン推進会議」）を置き、市民の積極的・主体的な参画による推進に努めます。同会議の開催回数は年5回以上とし、構成メンバーは、市民公募委員および男女共同参画を推進する団体でおおむね3分の2とします。市民公募委員の再任は、少なくとも2期(4年)までは可能とします。

「ずし男女共同参画プラン推進会議」は、本プランの進行管理を行い、市長に対してその都度意見を述べ、毎期ごとに提言書を提出します。また、本プランの進行管理にあたり、「逗子市男女共同参画行政推進協議会」との間で、意見交換、ヒアリング等を少なくとも年1回行います。

逗子市男女共同参画行政推進協議会

○市においては、関連各所管が男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施・充実に努めて本プランの内容を推進するほか、全庁的な取り組みとして、組織横断的な「逗子市男女共同参画行政推進協議会」を置きます。

「逗子市男女共同参画行政推進協議会」は、本プランの推進、男女共同参画行政に係る総合企画および調整、その他男女共同参画行政の推進に必要な事項を所掌します。同協議会は、「ずし男女共同参画プラン推進会議」と連動し、会議を年5回以上開催します。

「逗子市男女共同参画行政推進協議会」は、男女共同参画社会基本法第15条に規定する男女共同参画社会形成への「配慮義務」を中心的に担う機関とします。

市長

○市長は、本プランを推進します。推進にあたっては、プランの基本目標ごとにその成果を毎年度、市民に公表します。

市長は、本プランの推進のための予算措置を講じます。

苦情処理機関

○2006（平成18）年4月以降2年以内に「ずし男女共同参画プラン推進会議」内に検討委員会を設けて男女共同参画に関する施策についての苦情処理機関の設置について、具体案を提出します。

広域的な協力体制

○市は、DVをはじめとする諸問題について、他市町村との連携を図り支援、情報交換をはじめ、男女平等、男女共同参画行政推進のための広域的な協力体制の確立を図ります。

2 プランに基づく事業実績の評価

本プランを実効性のあるものとして推進するためには、プランの進捗状況を確認・評価し、市広報紙やホームページ等を通じて市民に定期的に公表・報告していくことが必要です。

担当課による目標設定・自己評価

○本プランの各施策・事業について、市の担当課がそれぞれプランに基づく10年計画・5年計画を設定します。そして毎年度ごとの設定目標の実施に努め、半年ごとに進捗状況を取りまとめて市民課へ伝達します。

推進会議による評価

○庁内各担当課から出てきた10年・5年計画を取りまとめます。また毎年度の進捗状況のまとめについて、「ずし男女共同参画プラン推進会議」が評価を行います。

市民への公表

○「ずし男女共同参画プラン推進会議」は進捗状況の年次報告書を作成し、意見を付して市長に提出します。

市長は、それらを市民に公表します。

プランの中間評価・中間報告

○「ずし男女共同参画プラン推進会議」は、前期基本計画終了時（5年目）において本プランの中間評価・中間報告を行います。同時に見直しに向けて、「男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査」を行います。

プランの最終評価・最終報告

○「ずし男女共同参画プラン推進会議」は、計画期間終了時（10年目）において本プランの最終評価・最終報告を行います。

3 国と県への要望

市は以下の項目について、国・県への働きかけを行います。

国への要望

○政策・方針決定の場への男女共同参画について

- ・国会議員の男女比率の著しい不均衡の是正のために選挙制度を含む積極的改善措置の実施を求めます。

○就業の分野について

- ・「多様な働き方」が労働条件の不平等をもたらすことがないように求めます。
- ・国内法を整備し、ILO第175号（「パートタイム労働者の均等待遇」）条約の批准を求めます。

○社会保障制度等の見直しについて

- ・一人ひとりが自分らしい生き方を選択できるよう、性別によって結果の不利益を受けないよう社会保障制度の世帯単位から、個人単位への移行とセイフティネットの整備を求めます。

○婚姻制度に伴う不平等について

民法上における以下の婚姻制度の不平等の是正を求めます。

- ・女性の結婚年齢の引上げ（男性と平等に18歳にする）
- ・女性の再婚禁止期間の廃止
- ・選択制夫婦別姓の導入
- ・婚外子差別の廃止
- ・婚姻間に得た財産の平等配分

○性に対する暴力について

人間の尊厳・人権の尊重の観点から、以下の法改正・整備を求めます。

- ・人身売買加害者・買春者の処罰
- ・人身売買の被害者を処罰から保護の対象にする
- ・強姦罪の男性被害者の保護
- ・強姦罪の少なくとも強盗罪並みの引上げ
- ・強姦罪の親告要件の撤廃と撤廃までの和姦の保護年齢の結婚年齢への引上げ
- ・近親姦の処罰規定の新設

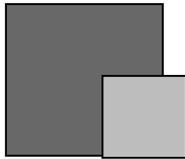
○教育について

すべての教育分野における男女平等教育と研究の促進を求めます。

- ・高等教育における女性学・ジェンダー学の講座の開設と維持

県への要望

- ・人権尊重と保護の観点から性風俗特殊営業等への衛生観察、消防査察の頻度を上げることを求めます。
- ・青少年保護育成条例違反の児童買春者の氏名公表を働きかけます。
- ・県立学校における男女平等教育のさらなる推進をするとともに、私立学校、幼稚園においても、協力依頼をするよう働きかけます。



付 属 資 料

- 資料 1 男女共同参画社会基本法
- 資料 2 第 4 回世界女性会議「北京宣言」
- 資料 3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
(女子差別撤廃条約)
- 資料 4 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等
に関する条約 (ILO 第 156 号)
- 資料 5 パートタイム労働に関する条約 (ILO 第 175 号)
- 資料 6 逗子市男女共同参画プラン検討委員会の設置及び運営
に関する要綱
- 資料 7 逗子市男女共同参画プラン検討委員会委員名簿
- 資料 8 プラン改定の経過

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- ② 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

② 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

② 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画

計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

- ② 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- ③ 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- ④ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

① 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

② 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

① 略

② 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

第4回世界女性会議「北京宣言」

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去10年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。

1 2 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

1 3 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。

1 4 女性の権利は人権である。

1 5 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らとの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。

1 6 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。

1 7 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。

1 8 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。

1 9 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。

2 0 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。

2 1 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 2 2 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 2 3 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 2 4 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 2 5 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 2 6 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 2 7 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 2 8 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 2 9 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 3 0 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 3 1 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 3 2 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 3 3 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 3 4 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 3 5 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 3 6 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。
- 3 7 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
- 3 8 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に

留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び

享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）

についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるか否かを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を

男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に

当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入

書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び 待遇の均等に関する条約 (ILO第156号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、1981年6月3日にその第67回会期として会合し、

「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」ことを認めている国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア宣言に留意し、

1975年に国際労働機関の総会が採択した女子労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言並びに女子労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議の規定に留意し、

男女労働者の機会及び待遇の均等を確保することを目的とする国際労働条約及び国際労働勧告の規定、すなわち、1951年の同一報酬条約及び1951年の同一報酬勧告、1958年の差別(雇用及び職業)条約及び1958年の差別(雇用及び職業)勧告並びに1975年の人的資源開発勧告Ⅷの規定に留意し、1958年の差別(雇用及び職業)条約が家族的責任に基づく区別を明示的には対象としていないことを想起し、及びこの点に関して補足的な基準が必要であることを考慮し、

1965年の雇用(家族的責任を有する女子)勧告の規定に留意し、及び同勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、

男女の機会及び待遇の均等に関する文書が国際連合及び他の専門機関によっても採択されていることに留意し、特に、1979年に国際連合で採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約前文の第14段落において、締約国は「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識」する旨規定されていることを想起し、

家族的責任を有する労働者に関する問題は国の政策において考慮されるべき家族及び社会に関する一層広範な問題の様々な側面を成すことを認識し、

家族的責任を有する男女の労働者の間及び家族的責任を有する労働者と他の労働者との間の機会及び待遇の実効的な均等を実現することの必要性を認識し、

すべての労働者が直面している問題の多くが家族的責任を有する労働者にとっては一層切実なものとなっていることを考慮し、並びに家族的責任を

有する労働者の特別のニーズに応じた措置及び労働者の置かれている状況を全般的に改善することを目的とする措置によって家族的責任を有する労働者の置かれている状況を改善することの必要性を認識し、前記の会期の議事日程の第五議題である家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、1981年の家族的責任を有する労働者条約と称することができる。)を1981年6月23日に採択する。

第1条

- 1 この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。
- 2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。
- 3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第9条に規定するいずれかによって定められる者をいう。
- 4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第2条

この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第3条

- 1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であって職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。
- 2 1の規定の適用上、「差別」とは、1958年の差別(雇用及び職業)条約第1条及び第5条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

第4条

男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

(a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使する

ことができるようにすること。

(b) 労働条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

第5条

更に、次のことを目的として、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとる。

(a) 地域社会計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮すること。

(b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）を発展させ又は促進すること。

第6条

各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第7条

家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置（職業指導及び職業訓練の分野における措置等）をとる。

第8条

家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。

第9条

この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。

第10条

- 1 この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第1条1に規定するすべての労働者について適用する。
- 2 この条約を批准する加盟国は、1に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合には、国際労働機関憲章第22条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第1回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度に実施しているか又は実施されようとしているかを記載する。

第 11 条

使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。

第 12 条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第 13 条～第 19 条（最終条項） 略

パートタイム労働に関する条約 (ILO第175号)

国際労働機関の総会は、

国際労働事務局理事会によりジュネーブに招集され、1994年6月7日に第81会期において会合し、

1951年の同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約、1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約、及び1981年の男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び勧告の諸規定のパートタイム労働者への関連性に留意し、

1988年の雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約、及び1984年の雇用政策に関する勧告（補足規定）のこれらの労働者への関連性に留意し、

全ての労働者にとって生産的で自由に選択された雇用の重要性、パートタイム労働の経済的重要性、追加的な雇用機会を促進するパートタイム労働の役割を考慮に入れた雇用政策の必要性、及び雇用機会、労働条件・社会保障の分野においてパートタイム労働者の保護を保障する必要性を認識し、

総会の第4議題であるパートタイム労働に関する提案の採択を決定し、

これらの提案が国際条約の形式をとるべきことを決定し、1994年6月24日に以下の条約を採択する。引用に当たっては、1994年のパートタイム労働条約と称することができる。

第1条

本条約の適用上、

- (a) 「パートタイム労働者」という用語は、通常の労働時間が比較可能なフルタイム労働者のそれよりも少ない就業者を意味する。
- (b) (a) で言及された通常の労働時間は週当たりとするか、一定の雇用期間中の平均として計算することができる。
- (c) 「比較可能なフルタイム労働者」という用語は、以下のフルタイム労働者を指す。
 - 1 当該パートタイム労働者と同一の型の雇用関係にあり、
 - 2 同一の又は類似の型の労働又は職業に従事し、かつ
 - 3 同一の事業所、又は当該事業所に比較可能なフルタイム労働者がいない場合は同一企業、又は同一企業にそれがいない場合は同一産業部門に雇用されている。
- (d) 部分的失業、すなわち経済的、技術的又は構造的理由による通常の労働時間の集団的かつ一時的削減の影響を受けたフルタイム労働者はパートタイム労働者と見なされない。

第2条

本条約は、他の国際労働条約のもとでパートタイム労働者に適用されるより有

利な規定に影響を及ぼすものではない。

第3条

- 1 特定の労働者又は事業所への本条約の適用が本質的に特別な問題を生じさせる場合には、加盟国は関係する代表的な使用者団体及び労働者団体との協議の上、それらを全部又は部分的に条約の適用範囲から除外できるということを了承した上で、本条約は全てのパートタイム労働者に適用される。
- 2 本条約を批准し、前項において与えられた可能性を利用する各加盟国は、国際労働機関憲章第 22 条に基づいて提出される条約の適用に関する報告において、除外された労働者又は事業所の種類を挙げ、その除外が必要であった理由又はその除外が依然として必要であると判断される理由を明示するものとする。

第4条

以下のことに関してパートタイム労働者が比較可能なフルタイム労働者に与えられる保護と同一の保護を受けるよう保障する措置をとるものとする。

- (a) 団結権、団体交渉権及び労働者代表として行動する権利
- (b) 職業安全衛生
- (c) 雇用及び職業の差別

第5条

パートタイム労働者が同一の方法で計算された比較可能なフルタイム労働者の基本賃金よりも低い、時間、業績、又は出来高ベースで比例的に計算された基本賃金を、単にパートタイムで働いているという理由から、受け取ることのないように保障するための国内法令及び慣行に適合的な措置を取るものとする。

第6条

パートタイム労働者が比較可能なフルタイム労働者と同等の条件を享受するよう、職業活動に基づく法定社会保障制度を修正するものとする。これらの条件は労働時間、納付した保険料又は賃金に応じて、あるいは国内法令及び慣行に沿ったその他の方法を通じて決定することができる。

第7条

パートタイム労働者が以下の分野において、比較可能なフルタイム労働者と同等の条件を受けよう保障するための措置を取るものとする。

- (a) 母性保護
- (b) 雇用の終了
- (c) 年次有給休暇及び有給公休日
- (d) 疾病休暇

金銭的権利は労働時間又は賃金に比例して決定することができるものと理解される。

第8条

- 1 加盟国は、労働時間又は賃金が所定の水準を下回るパートタイム労働者を
 - (a) 労働者災害給付に関する規定を除き、第6条で言及したあらゆる法定社会保障制度の適用範囲から
 - (b) 法定社会保障制度に基づく以外の妊産婦の保護措置を除いた、第7条に定めるあらゆる措置の適用範囲から除外することができる。
- 2 第1項で言及した所定の水準は、不当に多くの割合のパートタイム労働者が除外されることのないように十分に低いものとする。
- 3 第1項で規定した可能性を利用する加盟国は、以下のことを行うものとする。
 - (a) 現行基準を定期的に見直し、
 - (b) 国際労働機関憲章第22条に基づいて提出される条約の適用に関する報告において、現行基準、その理由、及び除外される労働者への保護を徐々に拡大することが考慮されているかどうかを明示する。
- 4 最も代表的な使用者団体及び労働者団体は、本条で言及された限度の設定、見直し及び改定について協議を受けるものとする。

第9条

第4条から第7条で言及された保護が保障されることを条件として、使用者と労働者の両者のニーズを満たす生産的で自由に選択されるパートタイム労働の利用を促進するための措置を取るものとする。

これらの措置には以下のものを含むものとする。

- (a) パートタイム労働の利用又は受け入れを妨害又は抑制する法令及び規則の見直し
 - (b) 雇用サービス機関が存在する場合には、情報及び職業紹介の活動の中でパートタイム労働の可能性を確認し公表するための雇用サービス機関の活用
 - (c) 失業者、家族的責任を有する労働者、高齢労働者、障害労働者、教育又は訓練を受けている労働者のような特定の集団のニーズと希望に対する雇用政策における特別の配慮
- 3 これらの措置にはまた、パートタイム労働が使用者と労働者の経済的社会的目標にどの程度合致しているかに関する調査と情報の普及を含むことができる。

第10条

適切な場合には、国内法令及び慣行に従い、フルタイム労働からパートタイム労働へ、又はその逆の転換が自発的になされたものであることを保障するための

措置をとるものとする。

第 1 1 条

本条約の規定は、労働協約その他国内慣行と合致した他の方法で実施される場合を除き、法令又は規則によって実施されるものとする。そのような法令又は規則を採択される前に最も代表的な使用者団体及び労働者団体は協議を受けるものとする。

第 1 2 条～第 1 9 条（省略）

逗子市男女共同参画プラン検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市男女共同参画プラン検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本市における男女共同参画社会の実現を目指した男女共同参画プラン（案）を作成し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) ずし女性プラン推進会議委員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(協力の要請)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、委員会の所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。

逗子市男女共同参画プラン検討委員会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
◎ 小 松 加代子	湘南国際女子短期大学助教授	
中 嶋 公 子	翻訳家(フランス語)	
○ 池 田 尚 代	市 民	
荒 井 伸 子	市 民	
小 林 真 子	市 民	
染 谷 ひろみ	市 民	
玉 川 由紀子	市 民	
遠 藤 裕美子	ずし女性プラン推進会議 (市 民)	
藤 原 則 夫	ずし女性プラン推進会議 (市 民)	
島 本 教 子	ずし女性プラン推進会議 (特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブこだま)	
田 辺 純 夫	ずし女性プラン推進会議 (横須賀三浦地域県政総合センター)	
奥 原 暉 男	市 職 員	
鈴 木 浩 司	市 職 員	
平 野 泰 宏	市 職 員	
川 村 信 敏	市 職 員	

注) ◎…委員長 ○…副委員長

プラン改定の経過

資料 8

	逗子市男女共同参画プラン検討委員会	ずし女性プラン推進会議	女性行政推進協議会
平成16年度 7月		第1回 (7/16) ・新委員の委嘱・任命 ・推進会議の今後の進め方について	
8月	第1回 (8/17) ・委員の委嘱・任命 ・検討委員会の今後の進め方について ・市民意識・実態調査(案)について		第1回 (8/31) ・推進会議及び検討委員会について ・市民意識・実態調査(案)について
9月	第2回 (9/10) ・市民意識・実態調査(案)について ・セミナー・講演会のあり方について	第2回 (9/24) ・市民意識・実態調査(案)について ・ずし女性プラン後期基本計画事業報告について	
10月	第3回 (10/22) ・市民意識・実態調査(案)について ・講演会とセミナーの活用について		
11月	男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査(11/12～11/30) ・2,000人対象 ・45.5%の回収率		
12月	第4回(12/10) ・新プランにむけて ・セミナー・講演会について		
1月	第5回(1/21) ・セミナー・講演会について ・市民意識・実態調査の中間報告について	第3回 (1/14) ・ずし女性プラン後期基本計画事業報告について ・ずし女性プランの内容について	
	女と男のセミナー第1回 (1/28) ・講師: 植田真弘さん(岩手県立大学宮古短期大学部経営情報学科教授) ・内容: 男女共同参画社会にむけた動きと課題		
2月	女と男のセミナー第2回 (2/3) ・講師: 内藤和美さん(群馬パース学園短期大学教授) ・内容: 男女共同参画社会をつくる		
	啓発講演会 (2/26) ・講師: 三井マリ子さん(女性政策研究家) ・テーマ: 男女平等は最大の福祉～1人ひとりが豊かに生きる社会のために		
3月			第2回 (3/24) ・平成16年度女性行政事業報告及び平成17年度女性行政事業計画について ・逗子市の審議会等委員への女性の参加促進に関する要綱について ・市民意識・実態調査について ・ずし女性プラン後期基本計画の事業報告書について

平成17年度 4月	第1回(4/22) ・セミナー・講演会について ・男女共同参画プランの検討 について		
5月		第1回(5/27) ・ずし女性プラン後期基本計画事業報告について ・男女共同参画プランの検討 について	
6月	第2回(6/3) ・男女共同参画プランの検討 について		
7月	第3回(7/22) ・男女共同参画プランの検討 について		第1回(7/11) ・男女共同参画プランの検討 について
	女と男のセミナー 第1回(7/16) ・講師:青木玲子さん(越谷市男女共同参画支援センター所長) ・内容:女性センターのめざすもの		
8月	作業部会(8/5) 女と男のセミナー第2回(8/5) ・講師:内藤和美さん(群馬パース大学教授) ・内容:市行政と市民の協働		
9月	作業部会(9/2) 第4回(9/30) ・男女共同参画プランの検討 について		
10月		第2回(10/21) ・男女共同参画プラン(案) について	
	啓発講演会(10/23) ・講師:樋口恵子さん(評論家・NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長) ・テーマ:女も男も人生百年、女の本音男の本音～あなたは妻の代わりにスーパーに買い物に行けますか？		
11月	第5回(11/11) ・男女共同参画プランの検討 について		
12月	逗子市男女共同参画プラン(素案)に対するパブリックコメント実施 期間:12月1日～12月31日 作業部会(12/25)		第2回(12/16) ・男女共同参画プラン(案) について
1月		第3回(1/27) ・男女共同参画プラン(案) について ・ずし女性プラン後期基本計画事業報告(H17・上半期) について	
2月	第6回(2/10) ・男女共同参画プランの検討 について		
3月	ずし男女共同参画プラン(案)市長へ報告 任期終了		